

## 東京都児童福祉審議会 第1回本委員会 議事録

### 1 日 時

平成14年5月9日(木) 午後6時から7時

### 2 場 所

都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

### 3 会議次第

- (1) 委員紹介
- (2) 局長挨拶
- (3) 委員長・副委員長選任について
- (4) 議事

里親認定部会の設置について

権利擁護部会の設置について

今期のテーマについて

専門部会の設置について

### 4 出席委員

浅川澄一委員、網野武博委員、磯谷文明委員、大川奈央子委員、窪田由美委員  
近藤恵子委員、曾雌久義委員、高橋利一委員、松谷克彦委員、松原康雄委員  
安田養次郎委員、山田昌弘委員、吉井建之委員、米山明委員

### 5 配付資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿  
資料2 第1回本委員会行政側名簿  
資料3 東京都児童福祉審議会に関する資料  
資料4 里親認定部会に関する資料 ー里親制度についてー  
資料5 権利擁護部会に関する資料  
ー東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会についてー  
資料6 東京都児童福祉審議会 専門部会審議テーマについて

### <参考資料>

東京都児童福祉審議会意見具申

ー地域における子ども家庭支援のネットワークづくりー

児童相談所のしおり

話してみないー児童相談所だよりー  
児童虐待の実態ー東京の児童相談所の事例に見るー  
TOKYO 福祉改革 STEP 2  
社会福祉の手引き 2001

## 6 議事録 (全文)

開会

午後6時01分

○松岡子ども家庭部計画課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉局子ども家庭部計画課長の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より先生方の出席につきましてご報告させていただきます。本審議会の委員総数は、今期本委員18名でございます。本日は、所用のためご欠席との連絡をいただいております委員の方は4名、ご出席の予定の方は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

まず最初にお手元にお配りしております、会議資料につきましての確認をさせていただきます。資料1は東京都児童福祉審議会委員名簿。資料2は第1回本委員会行政側名簿。資料3は東京都児童福祉審議会に関する資料。資料4は里親制度についての資料でございます。資料5は東京都児童福祉審議会権利擁護部会についての資料。資料6は東京都児童福祉審議会専門部会審議テーマについての資料でございます。なおほかに、参考資料といたしまして、前回の東京都児童福祉審議会の意見具申「地域における子ども家庭支援のネットワークづくり」。児童相談のしおり。同じく児童相談所だより「話してみない」というタイトルになっておりますけれども、それをお配りしています。それから、いわゆる児童虐待白書「児童虐待の実態」。それから福祉改革の関係で「TOKYO福祉改革STEP2」。さらに「社会福祉の手引き2001」。それからさらに認証保育所のパンフレットをお配りしております。

また皆様方、本審議会委員の委嘱状を席上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお本日、まだ委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局のほうで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが着席をさせていただきます。

初めに、本日新たな審議会の発足でございますので、委員の皆様方のご紹介をさせていた

できます。あいうえお順でご紹介をさせていただきます。

まず浅川澄一委員でございます。

次に網野武博委員でございます。

磯谷文明委員でございます。

大川奈央子委員でございます。

次は名簿上、小野田隆委員、柏女霊峰委員でございますけれども、本日は欠席との連絡が入っております。

次は、窪田由美委員でございます。

近藤恵子委員でございます。

曾雌久義委員でございます。

高橋利一委員でございます。

次の名簿上の高原慶一朗委員、野中博委員でございますが、本日は欠席との連絡が入っております。

次は松谷克彦委員でございます。

松原康雄委員でございます。

安田養次郎委員でございます。

山田昌弘委員でございます。

吉井建之委員でございます。

米山明委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に東京都の行政側の出席者をご紹介させていただきます。

本日知事は、あいにく所用がございまして出席できませんので、知事にかわりまして、前川福祉局長が後ほどごあいさつを申し上げる予定でございます。この場でご紹介させていただきます。

○前川福祉局長 前川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 なお、その他事務局の幹事、書記につきましてはお手元にお配りしてございます、資料2の行政側名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきます。それでは議事に先立ちまして、前川福祉局長よりごあいさつ申し上げます。

○前川福祉局長 紹介がありました前川でございます。このたびは、皆様方にご多忙の中、私どもの当審議会への委員の就任をご快諾いただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げたいと存じます。

また本日はお忙しいところ、しかもこの夕刻という時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、また御礼を申し上げたいと思います。

本来ですと、ただいまの司会から話がありましたとおり、知事が参上してごあいさつを申し上げるべきところですが、あいにく所用がありますので、私からかわってごあいさつを申し上げたいと思っております。

最初に本審議会の趣旨であります。これは皆様方、もうよくご存じであろうと存じますが、知事が設置をして、児童福祉に関して幅広く意見等を述べていただく、それが役割、使命でございます。法上の必置機関でございますが、部会を3つ置きまして、それぞれの部会に属していただいております。任期は2年間でございます。この場での議論がいろいろな意味で、私どものこれからの行政の展開にもかかわってまいりますので、ぜひ熱心なご審議を賜ればと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

今後の審議会の運営につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げますが、せっかくの機会ですので、お手元に資料を配付してありませんけれども、私どもの東京都の児童福祉行政の現況、取り組みの方向につきまして、ごく簡単に私からお話を冒頭させていただければと思っております。

東京の福祉、これは児童福祉のみならず社会福祉行政全般でございますけれども、当然長い歴史があるわけですが、この30年間を振り返って見ますと、美濃部さんが知事になられ、そのあと鈴木さん、青島さんと、現在の石原知事と続いてきたわけですが、率直に言ってこの30年間、美濃部さんのときにつくった、ある種の構造を維持してきたというのが、率直なところであろうと考えております。それがいろいろな意味で時代状況が変わって、大きく変えていかななくちゃいけないという時期に差しかかっているところであります。

これは私ども多少僭越ですが、福祉改革と申しておりますけれども、これを一昨年の暮れに推進プランを発表し、また今年の2月にその第二弾でございますけれども、東京福祉改革STEP2というものを発表して推進をしております。この趣旨は一言で申しますと、地域の中で高齢者であれ、あるいは障害者の方であれ、子どもであれ、ふつうの暮らしを実現できるようにしたい。そのために東京都として全国に、場合によっては先駆けてでもやっていきたいというのが趣旨でございます。

その場合に、大きく眼目は2点あると思っております。1つは、どちらかという、これまでの入所施設中心の福祉から脱却をして、地域の中で、例えば高齢者のグループホームであるとか、あるいは障害者の方々の生活寮であるとか、あるいは子どもであればグループホームないし、里親であるとか、そういった暮らしを展開する場を大幅に増やしていきたい。当然在宅の生活についても、在宅サービスについても充実をしていきたい。それが1点であります。

もう一点は供給サイドについての改革を進めたい。多様な事業者の競い合いといいますか、参入を促進したい。これまでのどちらかといえば、公立と社会福祉法人の中心であった世界から、多様な事業者が参入し、競い合う世界をつくっていきたいというのが、2点目の眼目でございます。

こういう大きな方向を展開をしていくと、この児童福祉審議会が対象とする児童福祉行

政の世界も、こういう転換が必要な世界の典型であろうと私どもは考えております。

この児童福祉行政の世界で、これまで福祉改革の流れに沿って私どもがやってきたこと、またこれからやろうとしていることはたくさんあるわけですが、特に重要な点が3点ございます。1つは、社会的な養護を必要とする子どもについて、これまではもう、東京に約3,000人対象となる子どもがいるわけですが、その9割以上を養護施設に入所させてケアをしてまいりました。これを、できるだけ家庭的な養護のサービスへ振りかえていきたい。具体的に言うと、都が独自にやっている里親制度であり、養育家庭であるとか、あるいは施設に入れる場合であっても、グループホーム的なものに変えていきたいというのが第1点であります。

第2点はそれと密接に関連するのですが、いわゆる家庭に問題がある子どものケアを行っております児童相談所について、これも大きく改革をしていきたいと。その眼目の1つは、今お話をした、養育家庭、里親の積極的な指導・展開をやっていくということを柱にしながら、同時に児童虐待等についても、積極的対応ができるようにしていきたい。このために、この4月から児童相談所の中心的な役割を担う児童福祉につきまして、これまで定数106名だったのでありますが、これを22名増やしまして、128名と大幅に増員をいたしました。あわせて任用制度等についても、あるいは仕事の仕組み等についても、改革を今、進めているところであります。この児童相談所の機能強化は、さらに今後徹底していきたいと、それが2点目であります。

3点目は、保育行政であります。保育行政につきまして、皆様方も新聞等でもご承知かと存じますが、東京都独自の認証保育所制度を、昨年度から東京都は着手をいたしました。これは一言で言えば、長時間保育であるとか、産休明け保育であるとか、こういう特に大都市に普遍的な保育需要について、現在の認可保育所ではなかなか十分対応できないと。これを東京都独自に、民間企業、あるいはNPO等の進出を促進しながら、東京都の実態に即した保育サービスを提供していくというものでございます。1つは養育家庭、それから2つ目は児相の改革、それから今お話をした保育行政の新たな展開。これを大きな柱としながら、この1年半、約2年間近くの間展開を図ってまいりました。

今後、これをさらに充実をしながら、また新しいテーマについても取り組んでいかなくちやいけないわけではありますが、この児童福祉審議会ではこうした、私どもがそれなりに努力をしてきたことをご覧いただきながら、今後の児童福祉行政の方向、展開についてご議論をいただければと。具体的なテーマをどうするかについては、後ほどまた検討していただきますが、ぜひ建設的で、かつ率直な議論をお願いして、東京の児童福祉の推進に、ぜひお力添えをいただければと考えております。

私どももできるだけ、資料の提供等、何も当面、秘密等ありませんので、何でもやるつもりでおりますので、どうぞ皆様方につきましても、ぜひご協力を賜ればと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。以上であります。

○松岡子ども家庭部計画課長 恐れ入りますが、福祉局長は所用により、これで退席をさせていただきます。

それでは引き続きまして、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

今日は、改選後初めての審議会でございますので、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。いかがいたしましょうか。松原委員。

○松原委員 それぞれの分野でご見識豊かな方がおそろいだと思いますが、私のほうから僭越ですが、1つ提案をさせていただきたいと思います。

児童福祉審議会ですので、とりわけこの分野でのご経験、それからご実績ということから判断いたしまして、網野武博委員に委員長をお引き受けいただき、そして委員長をお引き受けいただければ、網野委員のほうに委員長として副委員長の選任をご一任したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○松岡子ども家庭部計画課長 ただいま松原委員から、委員長に網野委員、副委員長は委員長に一任というご発言がございました。いかがでございましょうか。もし異議がなければ、そのように決めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本審議会の委員長は網野委員、副委員長は委員長に一任ということで決定させていただきます。

網野委員、どうぞ委員長席にお移りください。

それではここで、委員長にごあいさつをお願いいたします。また副委員長の指名もお願いいたします。

○網野委員長 委員長という大役を仰せつかりまして、それでなくても私はやせておりますが、身も細る思いでございます。私自身長く子どもの発達と福祉ということで、いろいろ仕事をしてまいりましたけれども、どちらかといいますと、福祉の分野では子どもの関係が比較的マイナーな部分が多くて、これが時代の一つの流れとしては、なかなかメジャーな課題になりにくい部分があったかと思いますが、最近の、特に20世紀を残すところ10年というぐらいの時期から、かなり状況が変化してまいりまして、東京都はいろいろな行政、あるいは施策に向けて新しい展開を進めておりますし、特に東京都の位置から言いますと、日本全体にもかなり影響を及ぼすファクターがたくさんあるかと思っております。そういう意味では、今回の審議会でも先ほど局長のごあいさつがありましたけれども、21世紀初頭の子どもの福祉のあり方の、非常に重要なポイントを、私たちがこれから審議することになるかと思っております。

それぞれほんとうに専門の分野の、あるいは日ごろ活動されている分野の代表的な方々が集まっておられますし、特に公募制で都民を代表していろいろご意見を言っていたく

委員の方もおられますし、これからの審議が大変重要な意味を持っていると思います。

私も微力ではありますが、全力を尽くしたいと思いますので、委員の皆様方、どうぞよろしくご協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。(拍手)

○松岡子ども家庭部計画課長 恐れ入ります、副委員長のご指名をお願いします。

○網野委員長 はい。それでは、委員長の指名ということですので、この分野で適格な方ということで考えさせていただきましたが、柏女霊峰委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松岡子ども家庭部計画課長 ありがとうございます。それではこの後の進行は委員長にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○網野委員長 はい。それでは会議次第の議事に早速入りたいと思います。

まず第1が、里親認定部会の設置についてということであります。設置、さらに委員の選任ということで、議事を進めたいと思います。

里親の認定につきましては、児童福祉法の第27条第8項、そして児童福祉法施行令第9条の5によりまして、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされています。このため、この審議会では里親の認定につきましては、里親認定部会を設けております。この部会の審議意見を児童福祉審議会の意見としてきました。

それからもう一つ、最近の法律の改正によりまして、児童もしくはその保護者の意向が、児童相談所の措置と一致しないときなど一定の事例につきましても、同じく児童福祉法の第27条第8項、そして児童福祉法施行令第9条の8によりまして、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされております。この審議会では、権利擁護部会を設けて審議を重ねてまいりました。従いまして、この2つの部会を、今期におきましても同様に設置したいと思っております。それでは事務局から、これらの部会についてご説明いただきたいと思っております。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは資料4と資料5に基づいてご説明させていただきます。恐れ入りますが座らせていただきます。

まず、資料4により、里親認定部会についての説明をさせていただきます。

里親制度の趣旨につきましては、こちらのほうに書いてございますけれども、基本的には、家庭的な環境に恵まれない児童につきまして、個人の家庭に預けて温かい愛情と家庭的な雰囲気との中で育てようとする制度でございます。なお、この資料の中には書いてございま

せんけれども、現状では社会的養護を必要とする子どもの9割が施設養護を受けているという状況でございますが、先ほど局長のあいさつの中にもありましたように、福祉改革の中で、社会的養護システムの改革ということで家庭的養護の推進を掲げておりまして、今年度につきましては、要件の緩和ですとか広報の強化、あるいは児童相談所の対応強化などに取り組んでいるところでございます。

里親の意義につきましては、こちらで児童福祉法の条文を引かせていただいております。保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者で、都道府県知事が適当と認める者ということになります。

児童福祉上では養子縁組を目的とする里親と、養子縁組を目的としない里親を特に区別はしておりませんが、都では養子縁組里親、養育家庭と区別をしております。それぞれ(1)と(2)に書いてあるような形でございます。

委託児童の選定でございますけれども、対象児童としては、親がいないか行方不明の場合。親がいても養育の意思がない場合。将来的に家庭引き取りの可能性が全くないか可能性が薄い場合。個別的処遇を与えるため家庭での養育が望ましい場合などでございます。

次が認定手続き、この審議会にかかわるところでございます。まず里親を希望する家庭からの相談や申し込みの受け付け、委託児童の養育指導等は、児童相談センターの里親担当と、児童相談所が協働して行います。知事は、この結果児童相談所長からの進達に基づきまして、児童福祉審議会の意見を聞いた上で適当と認めたときは、養子縁組里親、または養育家庭としての認定・登録を行うこととなります。ここでの児童福祉審議会の意見を聞いた上でというところで、里親認定部会のほうで意見をいただくこととなります。

6番のところで、平成14年3月31日現在の委託児童数、学年別の状況を表として掲げております。総数で14年3月31日現在、246名が委託を受けております。

委託費は、里親に対しては、里親手当及び児童の生活費等の一定の額を支払ってございます。

次は里親認定基準、詳細になりますけれども、ちなみに今回要件緩和ということで、先ほど申し上げましたけれども、それにつきましては、項目のところでは家庭および構成員の状況、2段目になりますけれども、その中の(7)番、最高年齢がここでは65歳未満となっておりますけれども、これまで60歳未満となっていたものを要件緩和したものでございます。それ以外の基準につきましては、省略させていただきます。

認定部会の審議状況が次のページでございますけれども、これは前任期のものでございますけれども、おおむね2カ月に1回開催させていただいております。諮問件数といたしましては、一番多いときで37件、一番少ないときでも10件という件数となっております。トータルで、前期期間中は294件でございました。先ほどの家庭的養護の推進ということで、この数があるいは増えるのではないかと考えております。

なお一番最後のページに、委託状況の平成元年度から13年度までの数字を経年で掲げさせていただきます。以上が里親認定部会の関係でございます。



続きまして資料の5で、権利擁護部会についてご説明をさせていただきます。

権利擁護部会を設置させていただきましたのは、平成9年の児童福祉法の改正によってでございます。このときの児童福祉法の改正におきまして、子どもの最善の利益の視点と措置の客観性、透明性の確保のため、児童相談所が施設入所等の措置をとるに当たりまして、子どもや保護者の意向と児童相談所の処遇方針が異なる等一定の場合には、児童福祉審議会の意見を聴取しなければならないという規程が整備されております。この改正に伴いまして、東京都といたしましても、平成10年度から、東京都児童福祉審議会におきまして、子ども権利擁護部会を設置したところでございます。

権利擁護部会の概要でございますけれども、次のページになりますけれども、別紙1で、児童福祉審議会権利擁護部会への諮問に係る取扱要綱を定めておりまして、その中で、1に掲げるような諮問事項につきまして、毎月1回、部会を開催させていただきまして、この際には、各児童相談所長が処遇会議を、処遇会議というのは、各児童相談所の中で行うものがございます。これを経て、権利擁護部会へ諮問を行い、その答申を踏まえて、子どもの処遇方針を決定しているところでございます。また、それ以外につきましても、幅広い分野から専門的な意見をいただきまして、児童相談所の活動をバックアップしていただいております。

権利擁護部会の開催状況でございますが、ちょっと後のほうになりますけれども、別紙の2、この同じつづりの中でございますけれども、一番後ろの紙でございます。東京都児童福祉審議会の子ども権利擁護部会開催状況でございますけれども、ごらんとおり、平成10年度以降、10回程度開催をしております。取扱事例数、直近の13年度で申し上げますと、25件でございます。したがって、1回当たり2件ないし3件、平均して取り扱っているということになります。

相談内容別の取扱事例件数でございますけれども、ごらんになればすぐおわかりいただけますように、ほぼ、ほとんどが、現在被虐待の問題が取り扱いの事例となっております。平成13年度で申し上げますと、全25件のうち22件が被虐待の問題となっております。

3番の取扱要領による事例区分の状況でございますけれども、この中で一番多いのは、この(1)番の児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例ということで、各年度ともこれが一番多くなっております。またそれ以外に、児童相談所長が必要と認める事例で、専門性、客観性が求められるものや、虐待理由で施設入所した児童の措置を解除する事例。それから緊急を要し、訪問する暇がなく事後報告となった事例や、意見聴取した事例のその後の経過報告等を行っておるところでございます。

以上が、里親認定部会と、権利擁護部会の概要につきまして、説明をさせていただきました。

なお、これらの部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条によりまして、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することになっております。よろしく申し上げます。

○網野委員長 はい。ありがとうございました。

以上説明をいただきましたが、何か質問はございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○網野委員長 それでは、質問がないようですので、次に進みたいと思います。

前期と同様に、この里親認定部会、権利擁護部会を設置するという事で決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは各部会の委員については、先ほど課長から説明がありましたように、委員長から指名ということになっておりますので、各部会の委員の選任に進みたいと思います。

里親部会につきましては、里親制度のさまざまな事柄の性質を考えまして、民生委員・児童委員、家庭裁判所首席調査官、児童福祉施設に携わっている方、学識経験者の方などになっていただいております。そこで今期もこのような趣旨を考えまして、磯谷委員、近藤委員、高橋委員、吉井委員、以上の4人の方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 それでは磯谷委員、近藤委員、高橋委員、吉井委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に権利擁護部会ですが、これにつきましても、この審議に十分な専門性を確保する必要があります。このために医師、弁護士、教育関係者、そして学識経験者の方になっていただいております。したがって、今期もそのような趣旨に沿いまして、磯谷委員、両方お願いしたいと思います。磯谷委員、柏女委員、松谷委員、松原委員、山田委員、米山委員、以上の6人の方をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 よろしいでしょうか。それでは4人の委員の方、そして6人の委員の方、よろしくお願いたします。

それでは次の議題ですが、今期のテーマ及び進め方について、審議をしたいと思います。

まず、この点につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは事務局からの提案ということで申し上げさせていただきます。資料の6をごらんいただきたいと思います。

今期のテーマの案といたしまして、保育の問題ということで「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」、副題といたしましては、選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けてということでご提案をさせていただきます。

テーマの選定をこういう形にした背景でございますけれども、現在、先ほどの局長のあいさつの中にもありました、福祉改革、子どもの分野の中で3つの柱の1つで保育を掲げておりますけれども、現在の保育サービスにつきましては、大都市を中心にいたしまして、ニーズの多様化、高度化が進んでおります。ただそれに対して、必ずしも十分な対応ができていないという状況がございます。

例えば多様化、高度化という点で申し上げますと、長時間子どもを預かってほしいですとか、産休明けから預かってほしいといったものがございます。そうした十分な対応ができていないという背景には、量的なニーズにはこたえても、内容につきましては、昔からの「保育に欠ける」児童に対して、行政のコントロールによる一律・画一的なサービスを行う、従来からの保育サービスのシステムが続いているという現状があります。これが待機の発生、待機児童は都内で申し上げますと、昨年4月で恐縮ですけれども、昨年4月現在で7,348人。区市町村独自の施策の中で保育室等に入っている子どもを除きますと、6,353人の実質的な待機児がございます。これに対しまして、保育所のあきは6,700人を超える数がありまして、全体としてはあきのほうが上回っていると。にもかかわらず待機が発生するのは、ミスマッチがあるところでございます。

こうした状況に対しまして東京都では、福祉改革プランによりまして、利用者がみずから必要なサービスを選択・利用できる、利用者本位の新しい福祉の構築を推進してございます。子どもが地域で健やかに育つことのできる社会を築くため、保育につきましては、都市型サービスへの転換、先ほどの里親の関係になりますけれども、社会的養護のシステムの再構築、さらに子育てを地域の中でバックアップする仕組みの構築ということで、こちらの関係では、子ども家庭支援センターの設置の促進ですとか、児童相談改革等を行っておりますけれども、そういった取り組みを行っております。

特に保育の分野でございますけれども、昨年8月に第1号がオープンしたんでございますけれども、都市型保育サービスへの転換を促す起爆剤といたしまして、13年度に認証保育所制度をスタートさせました。認証保育所は14年5月1日、今月1日現在でございまして、A型が42カ所、B型が41カ所、合計83カ所。まだ第1号ができてから1年足らずでございまして、それだけの数が今できている状況です。

認証保育所はこのような形で整備されているわけでございますけれども、ただ、認証保育所制度の導入は、利用者本位の保育サービス転換への第一歩であって、多様な事業者による

競い合いと、利用者の選択を通じて既存の保育所制度全体、ちなみに認可保育所は、先ほどの認証保育所83カ所に対しまして、1,588カ所でございます。もちろん大部分を占めているということになりますけれども、そのサービスをレベルアップして、サービス内容の充実を図らなければ、本格的な都市型保育サービスの展開は困難な状況でございます。

そうしたことのためには、保育サービスを取り巻く状況の変化を多角的にとらえた上で、現在のサービス提供のあり方を変革していく必要がある。多様な主体の参入によって競争を促し、利用者の必要なときに、必要なだけサービスを楽しむ仕組みを構築するための課題と方策を検討することが必要であると考えております。

そうした背景を踏まえて、検討の視点といたしましては、保育を取り巻く環境の変化、あるいは現在の保育サービスの抱える課題、そういった現状がどういったことになっているのかといった問題を踏まえて、都市型保育サービスへの転換の課題がどのようなものであるのかといった視点で、検討をいただければと考えております。

こういった内容で事務局の案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 以上説明をいただきましたが、進め方については、いかがでしょうか。

○松岡子ども家庭部計画課長 恐れ入ります。進め方につきましては、これまで専門部会を設置いたしまして、そこで審議をした上で本委員会に上げるという方式を行っておりまして、今回もできればそのような方式がよいのではないかと考えております。専門部会の委員の選任につきましては、先ほどの2つの部会の委員の選任と同様に、委員長が指名することになります。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

事務局から説明をいただきました。先ほど前川局長のお話の中で3つの課題が指摘されましたが、その1つの重要な柱として、この保育問題があったかと思えます。特に大都市を中心にした保育ニーズは、全国的に平均して見た場合と比較すると、やはり異なった特徴がありまして、その典型が東京都だと思えます。先ほど説明のありましたような待機の問題、あるいは新しい認証保育制度のスタート、それから供給側の、多様な主体の参入という趣旨がその背景にあるというお話をいただきましたが、このように専門部会を設置して、審議していきますので、基本的な方向は今、ご説明いただいたとおりかと思えますが、せっかくの機会ですので、もし、この審議会がこのテーマに沿って、課題とか、あるいは委員の皆様方が特に関心をお持ちのこととかがございましたら、少し時間をとりまして自由にご発言いただきたいと思います。どうぞご発言ください。いかがでしょうか。

○吉井委員 東京都独自の認証保育所制度が、昨年8月からスタートしたということで、非常に喜ばしいことだと思います。今、このパンフレットを見て、多様化する保育のニーズと

いうところの第1番目に、産休明けから預けたいということで、私の職場にも今おまして、調査官も女性の調査官が増えて、年間何人かの調査官等が育児休業をとって。これは民間、公務員も含めて、育児休業制度はご承知のように、今年度から3年間に延長をされるということで、原則的には、満1歳になるまで育児休業制度がとれると。さらに2年間延長ができるということです。

今、育児休業の一番のネックと申しますか、職場に復帰する前に、現在の保育所が、先ほど言いましたように画一的に、大体4月に入所させて、次の3月まであきがあれば、なかなか保育所に、特に公立、民間も含めてなかなかあきがないと。そうすると、例えば10月ごろにちょうど満1歳になる子どもを抱えて、10月から職場復帰をする場合に、その子どもをお世話していただく、昔だったらおばあちゃんとかおじいちゃんと同じ世帯にいるということですが、今はご承知のように核家族化で、遠方に両親がいると。なかなか子どもを預けていただけないということ。それと、年度途中からでも、どんどんそういった保育所に預ける。まさに産休明けと申しますか、育休明けということで私はとらえたんですが、画一的な運用じゃなくて、まさにそういったニーズに、女性が安心して保育所に預けて職場に社会復帰できるような制度をもっともっと東京都が活発化するためには、ぜひこのテーマで専門部会を設けていただいて、多様化するニーズにこたえられる保育所の運営といった面で、審議していただければ、我々、職場で、管理職として勤めている者も、非常にうれしいことだと思いますので、ぜひお願いしたいなということで、希望でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○網野委員長 吉井委員から特に産休明け、育休明けの保育のあり方ということで、ご意見をいただきました。これはぜひ専門部会の中で反映させたいと思ひます。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大川委員 私、公募委員の大川と申します。

1歳の子どもを今育てているのですけれども、先ほど、待機児童と保育所のあき状況のニーズにミスマッチが起きているということを知り、大変驚いておられます。私も仕事をしながら子育てをしておりますが、最近仕事でも、ただ会社で正規の社員として働くような形態ではなくて、今パソコンも非常に普及しておりますし、私も実際、インターネットやメールを使って仕事をしているのですけれども、そういったフリーランスとか、いろいろな仕事をしている人間が周りにおまして、そういう人たちはなかなか保育園に子どもを預けられなくて、非常に苦勞しております。特に自宅で、SOHO勤務をしている人間などは、なかなか保育園に入るための書類が、税務署関係だったり、年収証明だったり、あるいは就職証明書だったり、あるいは会社が発行するさまざまな書類だったりするわけですけれども、そういった書類が、なかなかそろわないために、待機児童になってしまうのです。

私の友人は、1週間に1度区役所に行って何とか入れてくれと願ひすることに大変な

時間を割いている状況なんです。先ほどご説明がありました、画一的な行政の書類とか認定が、どういうプロセスで、どういうふうに決めているのかなかなか見えにくいところがあるのですけれども、そういった点を、ぜひこういった認証保育所を拡充することで、問題提起をしていただけたらなと思いました。

私もこの認証保育所は、ちょっと見学に行ったのですけれども、先着順だったり、入るための手続きが非常に簡略ですし、わかりやすいので、利用者にとっては、いろいろ不安に思いながら待ったりするようなこともなくて、大変いいなと思いましたので、ぜひこういったサービスをよりよく拡充していただけたらと思います。

○網野委員長 大川委員から、なぜ待機児が起きるのかということも含めて、そのミスマッチへの対応と言いますか、具体的な、いろいろな進め方について、ご意見をいただきました。

○高橋委員 2つお話ししたいと思うんですか、1つは今の保育に関連することですけれども、先日ある市の、やはり保育問題の検討会の中で、実際に保育園に今、入れている親御さんたちが、必ずしもその保育園に入ったことに満足をしていない。できればどこかに移転したいという希望を持っている方々が、結構おられるんです。これは選択利用になっても、いまだ仕組み的には行政が親の十分な同意を得ないままに、得られないままに保育園を決めていくということが現実にあるわけです。これは、どうしても席がないというところで、そういうことが起こっているわけですから。

これは本来の改正された制度の趣旨を理解した市町村の仕組みの改善に、もう一つこういう審議会が提言をしていく必要があるのではないかということ。

それからもう一つは、先ほど局長のほうからお話がありましたけれども、施設中心の養護から、家庭的養護へということは、あたかも施設をつぶして里親へという取り方にもなりかねないのですけれども、これは欧米等の先進国でも、やはり大きな施設をつぶして、できるだけ小さなグループホームへということ。ですから里親中心でありながらも、しかしそこで困難ケース等はやはり十分な手をかけながら、グループホーム等で、センター等の一定のサポートを受けながら養育していく、社会的なそういう養育の場があるということ。

東京でも100人、200人という大きな施設がございますけれども、そういうところは今後、当然考えていかなければならないわけで、その辺、誤解のないようにと関係の立場ではお話ししたいということです。

○網野委員長 高橋委員からは、特に保育の中の量的なニーズへ対応するということの重要性は、だれもがわかりやすいのですが、保護者から見ても、特に子どもというと、質的なニーズというのですか、その面での対応がやはり求められるのではないかと趣旨かと思いますが、これも非常に重要なことかと思えます。

あと、特に保育ということは関係しておりませんが、先ほどの局長の話と関連して、施設

養護から家庭的養護へという意味のご意見をいただきました。

必ずしも保育だけに関係しないで、もし、いろいろ関連するご意見とかがありましたら、いただきたいと思います。

○松谷委員 よろしいですか。私は、日ごろ虐待ケースに関わることが多くて、そういうケースで保育園措置されているお子さんとか、そういうお母さんのケアということにかかわっている者なのですけれども。質的なサービスということにかかわるのだと思うのですが、やっぱりこういうところで、量もさることながら、いろんな子どもさんとかいろんなご家族ということ、結果的に、保育園が抱えることになると思うのです。そうすると、保母さん自身が非常に疲れ果てるというか、保母さん自身のバーンアウトというのを非常によく見かけるのです。ですからその辺をどのようにバックアップするかということも、ひとつ考えただけたらと思うのです。

具体的に申し上げますと、経験のある心理士などが巡回で、月に1遍というか、適当に回数は決めていただいているのですけれども、保育園を巡回して、保育園としては抱え込めなくなっているケース、子どもさんに関して、親御さんに関して、そういうケースに関して、少し専門的なアドバイスを行うということができればなと思っています。

現在、家庭支援センターとか、そういうサポートシステムもあるんでしょうけれども、現実的に保育の現場で、保母さんは非常に忙しい状況で、わざわざそういうところに行くという時間的なゆとりもないですし、ですからそういう意味では、そういう専門家が巡回して、御用聞きのように来て、起こっていることについて、少し専門的な意見をアドバイスとか、それからあとは、現場で頑張っているらっしゃる保母さんとか、それからお母さんも含めてねぎらうということですか、そういうことがあると、サービスとしては、質的にもかなり向上できるんじゃないかなと思っています。

○網野委員長 はい。松谷委員から、特に保育所で最近虐待への対応が進み始めていますが、むしろかなり保育士さんが頑張っていて、バーンアウトしてしまうという状況、それへの考慮も重要であるというお話をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。はい。

○浅川委員 やっぱり絶対量が足りないというのは、大問題なわけです。これは専門部会の中で議論されればいいことかと思うのですけれども、絶対量が足りない、足りないといっても、実は相当余っている土地があって、幼稚園、小学校、中学校の空き教室なんていうのは、ものすごく余っている。そういうところの活用というのが非常におくれていると。これは文部科学省と、厚生労働省の分野の違いということもあるのでしょうか、そういう縦割りの弊害を、もうちょっと突き崩す場所の余地があるのではないかということ。

それと絡んでもう一つは、「かすみがせき保育所」というのを文部科学省でやっていて非

常に話題を呼んだ。じゃあ、同じ公務員が自分の勤め先に子どもを引き取れば、相当既存の保育所というのはあくんですよ。公務員の痛みをもう少し考えて、みずからの職場に、みずからの子どもを、公務員は率先して連れてくるという方針を掲げてはどうかというのが、私の考え方です。

そういう意味では、公共用地というのはそういうところでうまく活用するという意味では用地の活用と、それから定時に帰れる公務員は、ほかの不定期労働、不定時間労働、双方の人たちも含めて、時間帯が不規則な仕事が今非常に都心部では多いわけですから、そういう人たちに譲って、極めて定時労働の人は、自分の職場で、子どもを預かるような考え方があっていいのではないかと思います。

○網野委員長 浅川委員からは、東京都も関係するようなお話ですけれども、まず公務員から始めようという部分でしょうか。1つは、縦割り制からくる絶対値の足りないということへのもう少し検討の必要性和、あと実際に、そこに保育システムを置くということですね。たしか都庁に、もう設けられていませんでしたっけ。

○松岡子ども家庭部計画課長 まだですね。

○網野委員長 まだでしたっけ。これも部会で議論されることになるかもしれませんが、そのようなあり方について、ご意見をいただきました。

ほかにございますか。今、短時間ですけれども、きょうはまだ導入段階といえますか、ウォーミングアップですので、全員の委員の皆さん方からご意見いただく時間はちょっととれませんでしたけれども、今ここでも5つほど、もう既に、このことに関しての提言を、あるいは特に検討の必要性について指摘していただいております。

保育の問題は、非常に底深いと言いますか、ありますので部会を設けてこの都市型保育サービスへの転換と福祉改革ということについて、今後審議を進めてまいりたいと思います。

それでは専門部会の設置ということで、ご了承いただきますとともに、具体的に専門部会の委員の選任に進みたいと思います。

「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」というテーマですので、児童福祉、あるいは家族社会学などの学識経験者、それから民間の経営者、さらにマスメディアの方などに入っただければと思います。そこで、委員長から指名させていただくということでお名前を申し上げたいと思いますが、浅川委員、柏女委員、高原委員、松原委員、山田委員、そして私網野の6人を専門部会の委員とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。



それでは専門部会の設置、それから委員の選任ということで決定させていただきたいと  
思います。もちろん専門部会のメンバー以外の皆さん方、先生方にも、いろいろ随時ご参加  
いただくということがあるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお今後の進め方、状況を考えますと、各部会も早速活動を始めていただかなくてはなら  
ないという状況のようですので、それでは具体的な今後の進め方について、事務局からご説  
明をお願いします。

○松岡子ども家庭部計画課長 はい。事務局といたしましては、諮問したい課題がございま  
すので、里親認定部会につきましては、恐縮ですけれども、明日5月10日の午前10時か  
ら、それから権利擁護部会につきましても、これは直近で恐縮ですけれども、5月13日、  
来週の月曜日になりますが、午後6時に開催をさせていただきたいと考えております。担当  
の委員の皆様方には、日が迫っておりますので恐縮ですけれども、よろしくお願いいたします

また専門部会につきましては、ほぼ1カ月後になりますけれども、6月11日の午後6時  
に開催をしたいと考えております。遅い時間の会議でございまして申しわけございませ  
んけれども、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

○網野委員長 5月10日、5月13日、それから6月11日から早速、それぞれ部会開始  
ということで、特に明日からということで大変お忙しいかと思いますが、よろしくお願いいたします

議題は以上ですが、何か特に、はい。

○磯谷委員 専門部会のほうですけれども、これから専門部会でかなり議論をされていく  
ことになるかと思うんですが、特にせつかく公募委員の方もいらっしゃるわけ  
ですけれども、何か拡大した専門部会を開いたり、そういうことは今後あるのかどうか。ちょ  
っとお尋ねしたいと思います。

○網野委員長 はい。先ほどお話ししましたように、いろいろな進め方を考えております。  
今ここで、もし何か具体的なことでお話しできることがありましたら。

○松岡子ども家庭部計画課長 これまでもそうなんですけれども、ときに応じて拡大専門  
部会という形でさせていただきましたり、あるいはオブザーバーの形で参加していただき  
ましたり、そういった形は進めることができますので、その辺は検討させていただきます。

○網野委員長 よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。特にありませんか。

それでは、そろそろ時間がちょうどまいりましたので、これでよろしいでしょうか、審議

のほうは。それでは、きょうの審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会

午後6時59分